

旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物の貸付けに関する事業者の選定について

1 概要

特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターについて、現行の借受者が土地建物使用貸借契約の契約期間満了をもって事業運営を終了するため、当該事業を継続的に実施する事業者の選定を行う。

2 実施事業

(1) 土地建物使用貸借契約に基づく事業

- ア 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
- イ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ウ 通所介護及び第一号通所事業（デイサービス）
- エ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

(2) (1)アの運営のもとに区が委託する事業

駒込地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター駒込・分室）業務委託

(3) (2)の受託により実施する事業（法人による事業実施）

介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

(4) (1)及び(2)の運営に併せ区が委託する事業

- ア 短期集中予防サービスに関する事業
- イ 医療連携相談業務
- ウ 高齢者見守り相談窓口事業
- エ 高齢者福祉に関する受付（紙おむつ支給申請、日常生活支援用具給付、車いす貸出）
- オ 介護保険関連事務（要介護認定申請受付、要介護認定調査、住宅改造内容検討書作成）
- カ 避難行動要支援者に関する業務（実態把握及び広報）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により、事業者を選定する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------|
| 令和7年 3月 | 事業者公募 |
| 令和7年 8月 | 事業者決定 |
| 令和7年 9月以降 | 事業引継ぎ |
| 令和8年 3月 | 土地建物使用貸借契約 |
| 令和8年 4月 | 運営開始 |